

# 令和6年度 第20回庁議要旨

日時：令和7年1月21日（火）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

## 【審議事項】

### 1 地域再生計画（地方創生応援税制）の変更について（復興企画部）

令和6年12月27日、地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」という。）の制度の3年間延長（令和9年度まで）等を含む令和7年度税制改正の大綱が閣議決定された。

本市では、令和3年11月に企業版ふるさと納税に係る包括的な地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受け、第二次総合計画のうち地方創生の取組に位置付けた幅広い事業で企業版ふるさと納税を活用しているところであるが、現行の計画期間は令和6年度までとなっている。

令和7年度以降も引き続き同制度を活用するため、地域再生計画の変更を行い、民間資金を活用した地方創生の取組を推進するもの。

#### （1）主な内容

##### ア 変更する計画

①計画の名称 石巻市まち・ひと・しごと創生推進計画

②計画期間 令和3年11月26日から令和7年3月31日まで

##### イ 計画の主な変更内容

①計画期間の1年間の延長（令和8年3月31日まで）

※本来、計画期間は3か年であるが、第2次総合計画前期基本計画の終期と合わせるため1年間（令和7年度まで）延長することとし、令和9年度を終期とする新たな地域再生計画については、総合計画後期基本計画と整合性を図るため令和7年度中に認定申請を行う予定。

②計画期間延長に伴い、「数値目標」、「寄附の金額の目安」、「事業実施期間」を変更

###### （ア）数値目標

i 社会移動増減数（単年）	▲317人	→	▲315人
ii 住み続けたいと思う市民の割合（単年）	84.5%	→	85.0%
iii 防災訓練参加率（単年）	19.43%	→	20.00%
iv 市民のSDGs認知度（単年）	80.0%	→	85.0%

###### （イ）寄附の金額の目安

15,809,717千円 → 19,811,882千円

###### （ウ）事業実施期間の終期

2025（令和7）年3月31日 → 2026（令和8）年3月31日

#### （2）今後の予定

令和7年1月下旬 地域再生計画認定申請書の提出

3月下旬 地域再生計画の認定見込

## 2 旧石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の無償貸与について（産業部）

旧石巻市復興まちづくり情報交流館中央館は、住民交流及び街づくり振興のための情報発信のほか、マンガ文化の情報発信や創作活動等を行う施設として、都市再生推進法人である株式会社街づくりまんぼうに無償貸与しているが、現契約が令和7年3月31日をもって終了する。

当該施設について無償貸与を継続し、にぎわいの創出と地域活性化を図るもの。

### (1) 主な内容

ア 貸付財産 普通財産 旧石巻市復興まちづくり情報交流館中央館  
イ 所 在 石巻市中央二丁目8番11号  
ウ 建物構造 軽量鉄骨造平屋建  
エ 貸付面積 136.71m<sup>2</sup> (敷地については民地)  
オ 貸付目的 住民交流及び街づくり振興のための情報発信施設  
カ 貸付期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）  
キ 貸付相手 株式会社街づくりまんぼう 代表取締役 木村 仁  
ク 契約金額 無償

### (2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案  
4月 市有財産使用貸借契約の締結

## 3 被災市街地復興土地区画整理事業の完了に伴う条例の廃止について（建設部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地部における早期の復旧・復興を進めるべく、被災市街地復興土地区画整理事業を既成市街地9地区で施行した。

令和3年度までに全地区での換地処分公告が完了し、令和5年度に清算金取扱い事務も完了した。

既成市街地全地区の被災市街地復興土地区画整理事業完了により目的が達成されたため、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例を廃止するもの。

### (1) 主な内容

石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する。

### (2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について提案（公布の日から施行）

## [報告事項]

## 1 令和6年人事院勧告（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備関係）に伴う給与改定について（総務部）

令和6年8月8日、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」として、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図り、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する旨の勧告を行った。

本市職員の給与について、地方公務員法の給与決定原則に基づき国家公務員の給与に準拠することと

し、所要の改定を行うもの。

(1) 主な内容

令和6年人事院勧告（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備関係）に準じて、給料表、諸手当等の改定を行うこととし、石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する。

ア 給料表の改定（令和7年4月1日から施行）

人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した給料体系とする。

行政職給料表3級から7級は、各級の初号近辺の号給をカットして初号の額を引き上げ、8級は初号の額を引き上げつつ、他の級との水準の重なりを解消することで、昇格により給与が大きく上昇する仕組となるよう改定を行う。また、医療職、幼稚園職及び労務職給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う。

イ 昇給基準の改正（令和7年4月1日から施行）

行政職給料表について、3級から7級までを一つの職員層とする形に変更されることに伴い、行政職給料表7級職員の昇給抑制の規定を廃止するもの。

ウ 諸手当の改定（令和7年4月1日から施行）

① 扶養手当（2年間で段階的に実施）

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき13,000円（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、5,000円を加算）に改める。

② 地域手当

支給地域の単位について、都道府県を基本とし、級地区分を7から5に改める。また、令和7年4月以降に支給対象地域から異動する職員について、現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長し、3年目の支給割合を異動前の60%とする。

なお、本市は地域手当の支給地域には該当しない。

③ 通勤手当

1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円に改める。また、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を廃止する。

④ 単身赴任手当

支給対象を拡大し、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴うものに加え、採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当の支給を可能とする。

⑤ 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大し、現行の午前0時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）に改める。

⑥ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る諸手当

現在支給されていない手当のうち、住居手当及び地域手当の支給を可能とする。

⑦ 特定任期付職員のボーナス

現行の特定任期付職員のボーナスは、期末手当のみ支給可能であるが、人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当の支給を可能とする。なお、勤勉手当の支給に伴い、特定任期付業績手当は廃止する。

エ その他

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の一部改正に伴い、暫定再任用職員を定義する条項が生じることから、関係条例の改正を行う。

オ 改正が必要となる条例

- ① 石巻市職員の給与に関する条例
- ② 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ③ 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- ④ 石巻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び関係予算案について提案

## 2 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの変更について（復興企画部）

石巻圏域の将来像「住民が住むことに誇りを持ち、持続・発展する石巻圏域定住自立圏の形成」に向け、東松島市、女川町と締結した定住自立圏形成に関する協定に基づき、2市1町が連携して推進する具体的な取組を示すため、令和4年10月に「石巻圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定した。

同ビジョンに掲げた具体的な取組の進捗状況等を踏まえ、記載内容を変更するもの。

(1) 主な内容

ア 変更箇所

第3章 定住自立圏形成に向けた具体的な取組

- ① 全事業の「数値指標」の文末に、（単年）または（累計）を追記する。

※詳細は指標一覧のとおり

- ② 「5年後の目標値（令和8年度）」のうち、令和5年度実績値が令和8年度目標値を達成しているもの（2件）及び令和6年度末で令和8年度目標値を達成する見込みのもの（2件）を上方修正する。

### 【I 生活機能の強化に係る政策分野】

#### 2 教育

連携項目	変更後	現行
(4) スポーツ・レクリエーションによる連携と地域活性化	【5年後の目標値（令和8年度）】 圏域規模スポーツ・レクリエーション実施種目数 <u>10種目</u> 【変更理由】 令和5年度実績値が令和8年度目標値を達成しているため。	【5年後の目標値（令和8年度）】 圏域規模スポーツ・レクリエーション実施種目数 <u>3種目</u>
(8) 石巻専修大学との連携	【5年後の目標値（令和8年度）】 地域課題の共同研究数 <u>10件</u> 【変更理由】 令和6年度末で令和8年度目標値を達成する見込みのため。	【5年後の目標値（令和8年度）】 地域課題の共同研究数 <u>5件</u>

#### 3 産業

連携項目	変更後	現行
(4) 広域観光の推進	【5年後の目標値（令和8年度）】 石巻圏域観光客入込数 <u>7,515,000人</u>	【5年後の目標値（令和8年度）】 石巻圏域観光客入込数 <u>5,930,000人</u>

	【変更理由】 令和5年度実績値が令和8年度目標値を達成しているため。
--	---------------------------------------

### 【III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野】

#### 4 SDGs

連携項目	変更後	現行
(1) SDGs の推進	【5年後の目標値（令和8年度）】 SDGsパートナー登録数 <u>2,006</u> 件	【5年後の目標値（令和8年度）】 SDGsパートナー登録数 <u>1,100</u> 件
【変更理由】 令和6年度末で令和8年度目標値を達成する見込みのため。		

#### (2) 今後の予定

令和7年 3月 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの変更  
石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの公表

### 3 地域包括支援センターにおける職員配置基準の見直しについて（保健福祉部）

国において、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、各センターへの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずるものを含む。以下、「3職種」という。）の配置を原則としつつ、支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置を可能とする介護保険法施行規則等の改正が行われた。

介護保険法施行規則等の改正に伴い、地域包括支援センターにおける人員等に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

#### (1) 主な内容

以下のとおり条例を改正する。ただし、いずれも介護保険運営審議会が必要と認める場合に限る。

##### ア 非常勤職員の常勤換算

第1号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して、常勤換算方法（※）による員数換算を可能とする。

＜常勤換算方法＞ 非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数

※勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより職員数に換算する方法

##### イ 複数拠点の合算による柔軟な職員配置

複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、センターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。

ただし、質の担保の観点から、当該一センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤職員を配置する必要がある。

#### (2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に「石巻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例」の一部改正について提案（公布の日から施行）

#### 4 石巻市心身障害児就学指導委員会の名称変更について（教育委員会）

平成25年10月、文部科学省初等中等教育局長より、市町村に設置されている「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会（仮称）」といった名称とすることが適当である旨通知があったが、その判断は各市町村に委ねられていた。

現在、心身に障害のある児童・生徒等の就学指導に関する調査及び審議については、石巻市心身障害児就学指導委員会で行っているが、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援はすでに行っており、同委員会及び石巻市特別支援教育推進委員会においても、名称の変更について意見が出された。

国の方針及び本市の現在の心身障害児への対応状況を鑑み、石巻市心身障害児就学指導委員会の名称を変更するもの。

##### (1) 主な内容

「石巻市心身障害児就学指導委員会」から「石巻市就学支援委員会」に名称を変更する。

##### (2) 今後の予定

令和7年 2月 市議会第1回定例会に石巻市心身障害児就学指導委員会条例の一部改正について  
提案（施行年月日：令和7年4月1日）  
3月 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正  
（施行年月日：令和7年4月1日）

#### 5 低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業の実施について（物価高騰対策）（保健福祉部）

令和6年12月、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、物価高の影響を受けやすい低所得世帯への支援として、令和6年度住民税非課税世帯を対象に3万円を目安に一時的な給付金を支給するほか、定額減税調整給付（不足額給付）を実施することなどを含む「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するとともに、定額減税の恩恵を十分に受けられない納税者を支援するもの。

##### (1) 主な内容

支給対象者	想定対象数	支給金額
(1) 令和6年度の住民税非課税世帯	20,900世帯	1世帯当たり3万円
(2) 令和6年度の住民税非課税世帯のうち18歳以下の児童が属する世帯	1,260世帯 (児童数 4,120人)	児童1人当たり2万円
(3) 定額減税調整給付（不足額給付）	16,050人	令和6年分所得税額及び定額減税の実績額が確定したのちに不足が生じる場合、不足する額を1万円単位で給付
(4) 青・白事業専従者、合計所得額48万円超の方で、定額減税の対象外かつ低所得者世帯向けの給付対象でない方	2,900人	1人当たり原則4万円（定額）

上記、(1)～(4)を原則、口座振込により支給

(2) 今後の予定

※ (1)、(2)

- 令和7年1月 令和6年度物価高騰対策重点支援金支給事務実施要綱の制定  
(施行予定年月日：令和7年1月8日)  
令和7年第1回臨時会において関係補正予算の専決処分（令和7年1月8日）  
について市議会に報告しその承認を求める
- 1月下旬 コールセンター設置、ホームページによる周知、生活保護世帯に支給のお知らせ送付
- 2月中旬 生活保護世帯へ支給（振込）
- 2月下旬 支給のお知らせ（プッシュ）及び支給要件確認書を該当世帯に発送
- 3月中旬 支給のお知らせ対象世帯（令和6年度住民税非課税給付受給世帯）に支給
- 3月下旬～支給要件確認書対象世帯への支給開始
- ※ (3)、(4)
- 令和7年2月 市議会第1回定例会に関係補正予算案について提案
- 4月 令和6年度石巻市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱改正
- 6月 コールセンター設置、市報等による周知
- 7月中旬 対象者へ関係書類発送
- 8月～ 順次支給開始

## 6 コミュニティ施設の照明器具LED化事業の実施について（物価高騰対策）（市民生活部）

令和5年10月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、蛍光ランプの輸入・製造等を令和9年末までに段階的に廃止することが決定されたことに加え、エネルギー価格の高騰が続く中で、コミュニティ施設の電気料金を抑制するため照明器具のLED化が必要となっている。

令和6年12月、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とした「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、施設内照明をLED化することで、施設を維持管理する地元団体及び市民の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

コミュニティ施設内照明のLED化を図る。

施設名称	開設年月日	延床面積
(1) 向陽地区コミュニティセンター	昭和50年2月5日	597.06 m <sup>2</sup>
(2) 本町コミュニティセンター	平成4年4月1日	110.55 m <sup>2</sup>
(3) 和渕地区コミュニティセンター	昭和50年4月1日	301.53 m <sup>2</sup>
(4) しらさぎ台コミュニティセンター	平成17年3月1日	172.24 m <sup>2</sup>
(5) 曽波神多目的研修センター	平成8年4月1日	150.71 m <sup>2</sup>
(6) 青木多目的研修センター	平成6年1月1日	433.50 m <sup>2</sup>

(2) 今後の予定

令和 7 年 2 月	市議会第 1 回定例会に関係予算案について提案
4 月	設計
9 月	工事
令和 8 年 3 月	完成

**7 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援の実施について（物価高騰対策事業）  
(保健福祉部)**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が追加配分された。

同交付金を活用し、保育施設、幼稚園及び小中学校の給食実施に係る保護者の負担を軽減するとともに、児童の健全な発育に必要な栄養バランスと量を保った給食の提供を維持するもの。

(1) 主な内容

ア 保育施設における物価高騰対策事業

①私立保育施設への対策

- ・食材料費について、令和 3 年度と比較し増額分の経費を補助する。

※私立認可保育所 12 施設、私立認定こども園 7 施設、小規模保育事業所 7 施設、

認可外保育施設 13 施設

②公立保育施設への対策

- ・食材料費について、食材の種類や提供量を変えることなく、給食内容の質を維持するために必要な経費を増額する。

※公立保育所 17 施設（釜保育所含む）、公立認定こども園 2 施設

イ 学校給食費保護者負担軽減事業

学校給食費及び保護者負担額は現状維持とし、学校給食の栄養バランスや質と量を維持するために必要な経費を負担する。

(2) 今後の予定

令和 7 年 2 月 市議会第 1 回定例会に関係予算案について提案

4 月～ 石巻市保育所等物価高騰支援事業費補助金交付要綱の一部改正

（施行予定期月日：令和 7 年 4 月 1 日）

補助金交付申請受付及び補助金交付開始（保育施設）

保護者負担軽減事業の実施（学校給食）

**8 エネルギー・食料品価格等の物価高騰等に伴う事業者等への独自支援策の実施について（物価高騰対策）（産業部）**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者等を支援するもの。

(1) 主な内容

ア 信用保証料支援事業補助金

物価高騰の影響を受けている事業者等の軽減を図るため、石巻市中小企業融資制度を活用して金融機関から融資を受けた事業者等が、信用保証協会に支払う信用保証料を補助する。

イ 道路運送事業者等支援金

特に大きな影響を受けている道路運送事業者等（トラック運送、貸切バス、タクシー（介護タクシー含む）、自動車運転代行業、海上タクシー、観光船等）に対して台数（隻数）に応じて、支援金を支給する。

ウ 地域食事券事業（3割増食事クーポン券）

物価高騰等の影響が長期化する中、物価高騰に直面する市民生活を支援するとともに、厳しい経営環境に置かれている飲食事業者を応援し、地域経済への影響緩和を図るため、「3割増食事クーポン券」を販売する。

エ 燃油高騰対策事業（漁業者対象分）

燃油高騰による影響を受けている漁業者で、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入しており、給油実績を報告し補填が認められた漁船及び陸上設備等の燃料費（A重油、軽油、ガソリン、灯油）の一部を補助する。

オ 燃油高騰対策事業（園芸農家対象分）

原油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家の負担軽減を図るため、加温施設等に使用する燃油購入費の一部を補助する。

カ 配合飼料高騰対策事業

原油価格・物価高騰等の影響を受けている畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料購入費の一部を補助する。

(2) 今後の予定

令和7年1月 市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案

2月～ 各事業の補助金交付要綱の制定

市ホームページ等により周知

各補助金交付申請受付開始

各補助金交付開始

【その他】

以上